

沖縄信用金庫について

1. 沖縄信用金庫については、本日、金融庁により、預金保険法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等が行われたところである。
2. 沖縄信用金庫の業務については、金融整理管財人による管理の枠組みの下で、今後も従前通り行われることとなり、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借手への融資については、きめ細かな対応が図られることとされているので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
3. また、金融庁及び沖縄総合事務局としては、沖縄信用金庫の取引先が資金調達に支障を来たすことのないよう、早急に、政府系金融機関や信用保証協会等に対し、各種制度融資等の運用に当たり万全の対応を行うよう要請するとともに、民間金融機関等に対しても、きめ細かな融資対応の協力を要請することとしている。
4. 沖縄総合事務局としても、金融整理管財人による沖縄信用金庫の業務運営が円滑に行われるよう、関係機関とも連携を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。

照会先

沖縄総合事務局財務部金融監督課
電話番号 098-862-1944